

# 第75回 税理士試験

〔 相続税法 〕

解答速報

第75回 税理士試験 相続税法

Z-75-E [第一問] 解答

— 50点 —

次の[設例]に基づき、以下の[問]に答えなさい。

[設例]

被相続人甲は、令和7年5月2日に死亡した。相続人は、配偶者A、子B及び子Cの3人であり、相続人は全員同日中にその事実を知った。被相続人甲の財産は、被相続人甲、配偶者A及び子Bの居住の用に供されていた家屋（相続開始時の時価1億円。床面積200㎡）及びその敷地（相続開始時の時価3億円。地積300㎡）並びに更地（相続開始時の時価2億円。地積200㎡）であった。なお、相続税の申告期限までに遺産分割の協議が成立する見込みはない。

また、相続開始直前において、配偶者A及び子Bは、被相続人甲と生計を一にしており、引き続き当該家屋を居住の用に供する予定である。相続人のいずれの者も、日本国籍を有しており、日本国外に住所を有していたことはなく、相続開始後に上記の財産を売却する予定もない。

[問]

(1) 相続により取得した財産が相続人間で分割されていない場合の相続税の申告手続の概要と、その趣旨について説明しなさい。

(2) 上記(1)の申告手続の後に遺産分割が行われ、配偶者Aが配偶者居住権（相続開始時の時価5,000万円）及びその敷地利用権（相続開始時の時価1億円）を、子Bが家屋及びその敷地を、子Cが更地を取得した。

この場合における、配偶者A、子B及び子Cのそれぞれの相続税の申告手続について、関連する相続税法の条文に触れつつ説明しなさい。なお、相続税の課税価格の計算の特例及び税額控除を考慮する必要はない。

(3) 上記(2)の場合において、相続人が小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4）の適用を受けるときの、次に掲げる事項について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

① 配偶者A、子B及び子Cの取得したそれぞれの財産が当該特例における特例対象宅地等に該当するかどうかについて

② 当該特例の適用の対象となる上記①の財産の面積について

(4) 上記(2)の遺産分割後に、配偶者Aと子Bの合意により、配偶者居住権の存続期間満了前に、配偶者Aの取得した配偶者居住権が消滅した場合の贈与税の課税上の取扱いについて、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

(1)

① 概要 6

相続により取得した財産が申告期限までに分割されていなくても、各相続人が民法（寄与分を除く。）の規定による相続分に従ってその財産を取得したものとして課税価格を計算するため、各相続人の課税価格は、配偶者Aが3億円、子Bが1億5,000万円、子Cが1億5,000万円となる。

これにより、相続により財産を取得した配偶者A、子B及び子Cは、相続税の課税価格の合計額が6億円となり、遺産に係る基礎控除額（4,800万円）を超え、かつ、相続税額が算出されるため、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内（令和8年3月2日まで）に相続税の期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

② 趣旨 2

遺産の分割が行われない限り相続税の課税ができないとすると、遺産の分割を恣意的に遅延して課税を遅らせることができ、遺産分割を早期に行った者とそうでない者との間で相続税の負担について不公平が生ずることになるため。

(2)

① 相続税の申告手続

イ 配偶者A 2

遺産分割後の相続税の課税価格は1億5,000万円となり、相続税額が過大となるため、更正の請求をすることができる。

ロ 子B 2

遺産分割後の相続税の課税価格は2億5,000万円となり、相続税額に不足を生ずるため、修正申告書を提出することができる。

ハ 子C 2

遺産分割後の相続税の課税価格は2億円となり、相続税額に不足を生ずるため、修正申告書を提出することができる。

② 関連する条文

イ 修正申告の特則(法31①) 3

相続税の期限内申告書又は期限後申告書を提出した者(決定を受けた者を含む。)は、ハの事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

ロ 更正の請求の特則(法32①) 3

相続税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、ハの事由により課税価格及び相続税額が過大となったときは、それぞれの事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

ハ 相続税法の特則の事由(法32①一) 4

未分割遺産に対する課税の規定により分割されていない財産について民法(寄与分を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。

(3)

① 特例対象宅地等に該当するかどうか

イ 配偶者A 2

被相続人が居住の用に供していた宅地等を、その配偶者が取得したため、無条件で特定居住用宅地等に該当する。

ロ 子B 2

被相続人が居住の用に供していた宅地等を、同居親族である子Bが取得し、その後引き続き居住の用に供し、かつ、宅地等を所有しているため、特定居住用宅地等に該当する。

ハ 子C 2

更地であり、一定の建物又は構築物の敷地の用に供されていないため、特例対象宅地等に該当しない。

② 特例の適用の対象となる財産の面積

イ 配偶者A

$$300\text{m}^2 \times \frac{1\text{億円}}{3\text{億円}} = 100\text{m}^2 \quad 2$$

ロ 子B

$$300\text{m}^2 \times \frac{3\text{億円} - 1\text{億円}}{3\text{億円}} = 200\text{m}^2 \quad 2$$

③ 関連する条文

イ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措法69の4①) 3

個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において、被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族の事業(事業に準ずるものとして一定のものを含む。)の用又は居住の用に供されていた宅地等で一定の建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち一定のもの(特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限り。以下「特例対象宅地等」という。)がある場合には、その相続又は遺贈により財産を取得した者に係る全ての特例対象宅地等のうち、その個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの規定の適用を受けるものとして選択をしたもの(以下「選択特例対象宅地等」という。)については、限度面積要件を満たす場合のその選択特例対象宅地等(以下「小規模宅地等」という。)に限り、相続税の課税価格に算入すべき価額は、その小規模宅地等の価額に一定の割合を乗じて計算した金額とする。

ロ 限度面積要件(措法69の4②) 2

イに規定する限度面積要件は、特定居住用宅地等については面積の合計が330㎡以下とする。

ハ 特定居住用宅地等の意義(措法69の4③二) 4

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(その宅地等が二以上ある場合には、一定の宅地等に限り。)で、その被相続人の配偶者又は次の要件を満たすその被相続人の親族(その被相続人の配偶者を除く。以下同じ。)が相続又は遺贈により取得したものをいう。

(要件) その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存するその被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物(その被相続人、その被相続人の配偶者又はその親族の居住の用に供されていた一定の部分に限る。)に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その建物に居住していること。

(4)

① 贈与税の課税上の取扱い 3

配偶者居住権を消滅させたことにより、配偶者居住権等の目的となっている家屋及び敷地の使用収益する権利を、その所有者に移転させたものと考え、配偶者Aから子Bに対して贈与があったものとみなして、子Bに対して贈与税が課税される。

② 関連する条文 4

贈与又は遺贈により取得したものとみなすその他の利益の享受(法9)

贈与又は遺贈により取得したものとみなす規定の適用がある場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、その利益を受けた時において、その利益を受けた者が、その利益を受けた時におけるその利益の価額に相当する金額をその利益を受けさせた者から贈与(その行為が遺言によりなされた場合には、遺贈)により取得したものとみなす。

▶予想配点◀

解答中に□で囲まれた数字として記載してあります。

Z-75-E [第二問] 解答

問1-30点-

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算 (25点)

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (17点)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地F	養子C	2 44,193,729	$\textcircled{1} \quad \left( 200,000 \times 1.00 + 100,000 \times 0.93 \times 0.03 \times \frac{8\text{m}}{20\text{m}} \right) \times 0.92$ $\text{(円未満切捨)} \times 478\text{m}^2 = 88,442,428$ $\text{※1} \quad \frac{478\text{m}^2}{16\text{m} + 16\text{m}} = 14.9375\text{m} < 20\text{m} \quad \therefore 14.9375\text{m} \rightarrow 1.00$ $\text{※2} \quad \frac{478\text{m}^2}{10\text{m}} = 47.8\text{m} > 16\text{m} + 16\text{m} = 32\text{m} \quad \therefore 32\text{m} \rightarrow 0.93$ $\text{※3イ} \quad 478\text{m}^2 < 500\text{m}^2 \quad \therefore \text{地積区分A}$ $\text{ロ} \quad \frac{162\text{m}^2}{640\text{m}^2} = 0.253\dots\% \geq 25\%$ $\text{ハ} \quad \text{イ、ロより} 0.92$ $\textcircled{2イ} \quad 200,000 \times 1.00 \times 20\text{m} \times 16\text{m} = 64,000,000$ $\text{ロ} \quad (200,000 \times 1.00 + 100,000 \times 1.00 \times 0.03) \times (478\text{m}^2 - 320\text{m}^2)$ $= 32,074,000$ $\text{ハ} \quad \frac{\text{イ} + \text{ロ}}{478\text{m}^2} = 200,991 \text{(円未満切捨)}$ $\text{※3}$ $\text{ニ} \quad 200,991 \times 0.92 \text{(円未満切捨)} \times 478\text{m}^2 = 88,387,458$ $\textcircled{3} \quad \textcircled{1} > \textcircled{2} \quad \therefore 88,387,458 \times \frac{1}{2} = 44,193,729$
家屋G	養子C	2 17,065,000	$30,000,000 + (6,000,000 - 100,000) \times \frac{70}{100} = 34,130,000$ $34,130,000 \times 1.0 \times \frac{1}{2} = 17,065,000$
畑H	養子C	2 7,120,000	$(100,000 \times 1.00 - 11,000) \times 160\text{m}^2 \times \frac{1}{2} = 7,120,000$
宅地I	配偶者乙	2 68,737,800	$\textcircled{1} \quad (200,000 \times 1.00 + 100,000 \times 1.00 \times 0.04) \times 360\text{m}^2 = 73,440,000$ $\textcircled{2} \quad 73,440,000 - 73,440,000 \times \frac{0.5\text{m} \times 24\text{m}}{360\text{m}^2} \times 0.7 = 71,726,400$ $\textcircled{3} \quad 71,726,400 - 71,726,400 \times \frac{50\text{m}^2}{360\text{m}^2} \times 30\% = 68,737,800$
構築物	配偶者乙	2 2,940,000	$(5,900,000 - 1,700,000) \times \frac{70}{100} = 2,940,000$

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
J社株式	子 B	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 8,925,000	<p>&lt;評価方式の判定&gt;</p> $\frac{170\text{個(B)} + 150\text{個(乙)}}{1,000\text{個}} = 32\% \geq 30\% \geq 25\%$ <p>∴ Bは同族株主に該当し、かつ、中心的な同族株主に該当するため、原則的評価方式。</p> <p>&lt;1株当たりの価額の計算&gt;</p> <p>① 純資産価額</p> <p>イ <math>150,750,000 - 24,250,000 = 126,500,000</math></p> <p>ロ <math>100,850,000 - 24,250,000 = 76,600,000</math></p> <p>ハ <math>\frac{\text{イ} - (\text{イ} - \text{ロ}) \times 37\%}{100,000\text{株}} = 1,080 \text{ (円未満切捨)} \text{ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span>}</math></p> <p>② 類似業種比準価額</p> <p>イ 1株当たりの資本金等の額</p> $10,000,000 \div 100,000\text{株} = 100$ <p>ロ 類似業種比準価額</p> $\text{1} \times \frac{0}{7.2} (0) + \frac{32}{36} \text{ 2} \frac{375}{300} (1.25)$ $460 \times \frac{\quad}{3} (0.71) \times 0.5 = 163.3$ $163.3 \times \frac{100}{50} = 326 \text{ (円未満切捨)} \text{ 1}$ <p>※1 460、482、496、512、485 ∴ 460</p> <p>※2 小数点以下2位未満切捨</p> <p>③ 評価額</p> <p>イ <math>1,080 \times \frac{80}{100} = 864</math></p> <p>ロ <math>326 \times 0.50 + 1,080 \times \frac{80}{100} \times 0.50 = 595</math></p> <p>ハ イ &gt; ロ ∴ <math>595 \times 15,000\text{株} = 8,925,000</math></p>
預貯金	子 B 孫 D	13,360,000 10,000,000	
動産	養子 C 配偶者乙	679,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 700,000	$1,000,000 - 300,000 = 700,000$
その他の財産	配偶者乙	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 21,150,000	
(生命保険契約に関する権利)	孫 E	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 2,500,000	

(2) 小規模宅地等の特例の計算 (2点)

(単位:円)

計 算 過 程		
① 特例対象宅地等 (対象資産及び減額割合) ②		
C (特定居住用宅地等)	44,193,729 ÷ 239㎡ × $\frac{80}{100}$ × 330 = 48,816,504	
乙 (貸付事業用宅地等)	68,737,800 ÷ 360㎡ × $\frac{50}{100}$ × 200 = 19,093,833...	
② 特例対象宅地等の減額計算		
調整計算有利であるため、併用計算省略。		
Cから239㎡及び乙から200㎡ × $(1 - \frac{239㎡}{330㎡})$ を選択する。		
C	$44,193,729 \times \frac{239㎡}{239㎡} \times \frac{80}{100} = 35,354,983$ (円未満切捨)	
乙	$68,737,800 \times \frac{200㎡ \times (1 - \frac{239㎡}{330㎡})}{360㎡}$ (円未満切捨) × $\frac{50}{100} = 5,265,269$	
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額
宅地F	養子C	35,354,983
宅地I	配偶者乙	5,265,269

(3) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位:円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債務	配偶者乙	1,259,000	1,262,000 - 3,000 = 1,259,000
葬式費用	配偶者乙	2,466,000	10,000 + 1,956,000 + 500,000 = 2,466,000
	子 B	35,000	
	養子 C	35,000	
	孫 D	30,000	

(4) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算 (4点)

(単位:円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等	孫 D	② 20,000,000	$20,000,000 \times (\frac{1}{2} - \frac{1}{2}) = 20,000,000$
	養子 C	② 9,250,000	
同上の非課税金額			① 9,200,000
			② 9,250,000
			③ 1,000,000 × 9.222 = 9,222,000
			④ ①から③のうち多い金額 ∴ 9,250,000
	養子 C	△9,250,000	① 5,000,000 × 4人 = 20,000,000
	孫 D	———	② 9,250,000
			③ ① ≥ ② ∴ 9,250,000
( )			相続人でないため、適用なし。

(5) 各相続人等の課税価格の計算 (2点)

(単位:円)

区分	相続人等	配偶者乙	子 B	養子 C	孫 D	孫 E
相続又は遺贈による取得財産		88,262,531	22,285,000	33,702,746	10,000,000	2,500,000
みなし取得財産				0	20,000,000	
債務控除	1	△3,725,000	△35,000	△35,000	1	△30,000
課税価格 (1,000円未満切捨て)		84,537,000	22,250,000	33,667,000	29,970,000	2,500,000

2 納付すべき相続税額の計算 (5点)

(1) 相続税の総額の計算 (2点)

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産総額
千円		千円	千円
172,924		30,000+6,000×4人=54,000	118,924
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	千円 59,462	円 10,838,600
子 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$	19,820	2,473,000
養子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	29,731	3,959,650
孫 D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{12}$	9,910	991,000
合計	4人	1	(100円未満切捨て) 18,262,200 円

(注) 法定相続人、法定相続分、法定相続人の数及び基礎控除額ができて 2

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算 (1点)

(単位:円)

区分	相続人等	配偶者乙	子 B	養子 C	孫 D	孫 E
算出税額		8,927,804	2,349,783	3,555,512	3,165,079	264,020
加算 又は 減算	相続税額の 2割加算額				633,015	52,804
	配偶者の 税額軽減額	△8,927,804				
	未成年者控除額				1	△500,000
納付税額 (100円未満切捨て)		0	2,349,700	3,555,500	3,298,000	316,800

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算(2点)

(単位:円)

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の2割加算額 (対象者 $\boxed{1}$ )	孫 D	633,015	$3,165,079 \times \frac{20}{100} = 633,015$
	孫 E	52,804	$264,020 \times \frac{20}{100} = 52,804$
配偶者の税額軽減額 (計算パターン $\boxed{1}$ )	配偶者乙	8,927,804	① 8,927,804 ②イ $172,924,000 \times \frac{1}{2} = 86,462,000 < 160,000,000$ $\therefore 160,000,000$ ロ 84,537,000 ハ イ > ロ $\therefore 84,537,000$ $= 18,262,200 \times \frac{84,537,000}{172,924,000} = 8,927,804$ ③ ① ≤ ② = $\therefore 8,927,804$
未成年者控除額	孫 D	500,000	$100,000 \times (18歳 - 13歳) = 500,000$
	孫 E	—	法定相続人に該当しないため、適用なし。

問2-20点-

(1) 贈与税の課税価格(基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額)の計算(10点)(単位:円)

受贈者	贈与年分	贈与税の課税価格	計算過程
A	平成19年分	$\boxed{1}$ 0	$35,000,000 - 10,000,000 - 25,000,000 = 0$
	令和5年分	$\boxed{1}$ 1,000,000	
	令和6年分	$\boxed{1}$ 6,351,000	$149.02 \times 50,000 \text{ドル} = 7,451,000$ $7,451,000 - 1,100,000 = 6,351,000$
B	令和6年分	$\boxed{1}$ 0	$30,000,000 - 5,000,000 - \overset{\text{※1}}{785,714} - \overset{\text{※2}}{24,214,286} = 0$ $\text{※1 } 1,100,000 \times \frac{25,000,000}{25,000,000 + 10,000,000} = 785,714$ $\text{※2 } 30,000,000 - 5,000,000 - 785,714 = 24,214,286 < 25,000,000$ $\therefore 24,214,286$
	令和7年分	$\boxed{1}$ 25,514,000	$25,000,000 \times \frac{70}{100} + 10,000,000 \times 0.990 = 27,400,000$ $27,400,000 - 1,100,000 - \overset{\text{※3}}{785,714} = 25,514,000 \text{(千円未満切捨)}$ $\text{※3 } 27,400,000 - 1,100,000 = 26,300,000 > 25,000,000$ $- 24,214,286 = 785,714$

(1) 贈与税の課税価格(基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額)の計算(続き)(単位:円)

受贈者	贈与年分	贈与税の課税価格	計 算 過 程
C	平成28年分	1 0	$10,000,000 - 10,000,000 = 0$
	令和5年分	1 2,100,000	$\frac{2,850 + 2,790}{2} = 2,820 \quad \therefore 2,820 \times 10,000 \text{株} = 28,200,000$
	令和6年分	1 58,503,000	$28,200,000 - 25,000,000 - 1,100,000 = 2,100,000$ $13,000,000 \times 1.0 \times 1.5006 = 19,507,800$ $668,000,000 \times \frac{11,280}{282,000} \times 1.5006 = 40,096,032$ $19,507,800 + 40,096,032 - 1,100,000 = 58,503,000$ (千円未満切捨) A : $23 \text{年} \times \Delta 0.033 = \Delta 0.759$ B : $14 \text{階} \div 33 = 0.424$ $0.424 \times 0.239 = 0.101$ C : $10 \text{階} \times 0.018 = 0.18$ D : $574.24 \text{m}^2 \times \frac{11,280}{282,000} = 22.97 \text{m}^2$ $22.97 \text{m}^2 \div 114.40 \text{m}^2 = 0.201$ $0.201 \times \Delta 1.195 = \Delta 0.241$ $A + B + C + D + 3.220 = 2.501$ $1 \div 2.501 = 0.39984 \dots < 0.6 \quad \therefore 2.501 \times 0.6 = 1.5006$
	令和9年分		
D	令和7年分	1 900,000	$2,000,000 - 1,100,000 = 900,000$
	令和8年分	1 0	$7,000,000 - 7,000,000 = 0$
	令和9年分		

(2) 相続税の課税価格に加算される財産の価額の計算(10点)(単位:円)

受贈者	贈与年分	加算される財産の価額	計 算 過 程
A	平成19年分	1 35,000,000	
	令和5年分	1 1,000,000	
	令和6年分	1 6,351,000	
B	令和6年分	1 24,214,286	$30,000,000 - 5,000,000 - 785,714 = 24,214,286$
	令和7年分	1 26,300,000	$27,400,000 - 1,100,000 = 26,300,000$
C	令和5年分	1 0	相続開始前3年以内の贈与ではないため、生前贈与加算の適用なし
	令和6年分	58,603,832	$19,507,800 \text{1} + 40,096,032 - 1,000,000 \text{1} = 58,603,832$
	令和9年分		
D	令和7年分	1 0	相続又は遺贈により財産を取得していないため、生前贈与加算の適用なし
	令和9年分	1 2,200,000	$7,000,000 - 4,800,000 = 2,200,000$ (管理残額)

▶予想配点◀

解答中に□で囲まれた数字として記載してあります。

## ●合否のポイント

### 第一問 (理論)

事例問題が一題だけの出題だったが、未分割遺産がある場合の取扱い、小規模宅地等の特例の適用の有無及び配偶者居住権等と、複合的に問う問題であった。

記述できるところとできないところが比較的是っきり分かれる問題であったが、記述できるところを正確に挙げて得点を確保できれば問題はない。また、解答量が多いため、模範解答どおりでなくても、出題意図を正しく読み取って重要な項目は漏れなく挙げることも重要である。

### 第二問 (計算)

問1では不動産の評価、問2は全体的に難易度が高く、ボリュームも多かったため、完答するのはかなり難しかった。また、旧法の取扱い等が問われていたため、例年以上に正答できる論点を取りこぼさないことが合格の鍵となるであろう。

## ●合格ライン

### 〔第一問〕

合格確実ラインは37点、ボーダーラインは31点程度であると思われる。

### 〔第二問〕

合格確実ラインは33点程度、ボーダーラインは26点程度であると思われる。

合格確実ラインは70点程度、ボーダーラインは57点程度であると思われる。
--------------------------------------

## ●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
57点以上	—	次の科目に進みましょう。
52点～56点	—	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「年上上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。
42点～51点	平均点以上	「年上上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。なお、学習時間を確保できる方は次の科目も受講しましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
41点以下	—	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。



# 夏の税理士オンライン特別セミナー

## ～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

### 要予約

※各セミナー  
先着400名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

#### セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

#### こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

### ●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/16 (土) 10:00～11:00	8/19 (火) 19:30～20:30	8/22 (金) 19:30～20:30
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/18 (月) 19:30～20:30	8/24 (日) 10:00～11:00	8/21 (木) 19:30～20:30
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	秋山 和人 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

## ～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

### TAC 税理士講座

ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

#### セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

#### こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

#### セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師  
固定資産税

松葉 貴

配信予定: 8/8(金)～



## どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を斬る！

### 要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

#### セミナー内容

- 2025年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

#### こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

#### セミナー担当

TAC プロフェッションバンク  
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/14(木) 19:30～20:30



# 本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の  
「受験プランニング」



■令和7年度(第75回)税理士試験  
「解答解説会動画」



※要申込※



8/11(月祝)  
12:00より  
公開予定

\\ さらに //

## 令和7年度(第75回)税理士試験 受験番号をご報告いただいた方に 下記の特典をプレゼント!

■令和7年度(第75回)税理士試験  
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

■令和7年度(第75回)税理士試験  
「本試験分析会動画」

(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

■合格者の攻略法を知る!  
「科目別合格体験記」

合格を勝ち取った方々の科目別の学習法や攻略法を公開します。  
今後の科目選択や学習にお役立てください。



受験番号の  
報告はこちら



8/15(金)  
より  
公開予定

さらに

受験番号報告をいただいた方の中から

抽選で**500名**に「**選べるe-GIFT 5,000円分**」をプレゼント

※報告特典対象者への「選べるe-GIFT」のご案内は、受験番号報告時に入力いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします(2025年10月下旬送信予定)。